

# 岐阜県公報

## 目 次

監査委員告示

住民監査請求に係る監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)

ページ

号 外 (二) 平 成 三 十 年 十 月 一 日

## 監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第四項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年十月一日

岐阜県監査委員	山 本 勝 敏
岐阜県監査委員	太 田 維 久
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 本 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成三十年十月一日

第1 請求の受付

1 請求人

住所 関市洞戸市場 542 番地  
氏名 鷺見 智次

2 請求の概要

措置請求書の記載事項及び事実を証する書類並びに請求人の陳述内容を総合して、請求の要旨を次のように解する。

平成 29 年度に岐阜県警察本部 (会計課) が契約した道路標示施工工事 7 件、路側式道路標識建替工事 7 件及び路側式道路標識建植他工事 14 件 (これら 28 件を総称して以下「本件工事」という。) について、談合の疑いがある。

あらかじめ自社が落札すると判っている時は入札価格を下げ、他社が落札すると判っている時は入札価格を上げるなど、不自然であるため、業者が話し合いをして持ち回りで受注されているのではないかと疑われる。

本件工事に充てられている財源には、国民が支払った大事なお金である交通反則金も含まれている。業者間での談合により高い価格で落札されていたならば不当であり、よって岐阜県の損害であるので、違法又は不当な契約の締結によって岐阜県が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、措置請求書が提出された平成 30 年 8 月 7 日をもってこれを受理した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 30 年 8 月 27 日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人本人が請求趣旨について監査委員に対し陳述を行った。

なお、措置請求書を補完する証拠の新たな提出はなかった。

第2 監査の実施

1 監査対象機関

岐阜県警察本部 会計課及び交通規制課

2 監査対象

措置請求書において特定されている以下の工事 28 件の契約の締結について監査対象

とした。

(1) 道路標示施工工事 (7 件)

(単位：円、税込)

工事番号	工事場所	契約額	契約者名
第29-128号	岐阜中・岐阜北・各務原・岐阜羽島・北方・山県警察署管内	5,918,400	山崎工業(株)
第29-131号	郷上・関・加茂・可見・高山警察署管内	5,745,600	(株)トニーヨー
第29-181号	岐阜中・各務原・岐阜羽島・北方警察署管内	2,538,000	三和道路維持(株)
第29-183号	海津・大垣警察署管内	2,289,600	山崎工業(株)
第29-183号	加茂・多治見警察署管内	3,672,000	(株)コリアテン
第29-202号	中津川警察署管内	2,994,400	アース・クリエイト(有)
第29-235号	多治見・中津川警察署管内	3,434,400	(株)ケンテック 岐阜支店

(2) 路側式道路標識建替工事 (7 件)

(単位：円、税込)

工事番号	工事場所	契約額	契約者名
第29-120号	関・加茂・可見警察署管内	8,748,000	(株)東亜製作所 岐阜支店
第29-121号	多治見・恵那警察署管内	2,970,000	中日本商事(株)
第29-191号	岐阜南・各務原・岐阜羽島警察署管内	8,942,400	藤田(株)
第29-229号	岐阜南・各務原・岐阜羽島警察署管内	3,628,800	(有)直瀬防災
第29-230号	岐阜中・岐阜北・北方・山県警察署管内	3,564,000	(株)共栄興業
第29-231号	養老・垂井・大垣・掛妻警察署管内	3,672,000	(株)コリアテン
第29-233号	多治見・中津川・恵那警察署管内	3,888,000	東海道路(株)

(3) 路側式道路標識建植他工事 (14 件)

(単位：円、税込)

工事番号	工事場所	契約額	契約者名
第29-122号	岐阜南・岐阜羽島警察署管内	4,698,000	山崎工業(株)
第29-123号	岐阜中・岐阜北・北方・山県警察署管内	7,830,000	愛岐工業(株)
第29-124号	海津・垂井・大垣警察署管内	4,752,000	(有)直瀬防災
第29-125号	郷上・関・加茂警察署管内	4,868,000	(株)共栄興業
第29-126号	多治見・中津川・恵那警察署管内	6,264,000	中日本商事(株)
第29-127号	下呂・高山・飛騨警察署管内	7,452,000	アトムテックス(株) 岐阜営業所
第29-184号	関警察署管内	1,836,000	三和道路維持(株)
第29-195号	岐阜南・各務原・岐阜羽島警察署管内	7,911,000	愛岐工業(株)
第29-196号	岐阜中・岐阜北・北方警察署管内	6,686,000	中日本商事(株)
第29-197号	海津・養老・垂井・大垣・掛妻警察署管内	6,156,000	(株)コリアテン
第29-199号	多治見・中津川警察署管内	6,804,000	中日本商事(株)
第29-215号	岐阜中・岐阜北・北方警察署管内	7,776,000	交通企画(株) 中部支店
第29-217号	郷上・関・加茂・可見警察署管内	5,616,000	中部交通企画(株)
第29-219号	下呂・高山・飛騨警察署管内	2,970,000	(有)AKメンテテックス

交通規制に関する各種標識を移設する工事及び各種規制を路面上に標示する工事

3 監査の実施方法

警察本部会計課及び交通規制課に対して関係書類の提示を求め確認を行うとともに、関係の関係職員から説明を受けた。

4 関係人調査の実施

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、本件工事の指名競争入札において指名を受けた全 24 者に対して、任意の協力の下に書面による調査を実施した。

第 3 監査の結果

1 監査の過程において確認した事実

(1) 入札方法について

警察本部では、岐阜県一般競争入札実施要領に従い、1 件の工事費が原則として 1 千万円以上の建設工事を対象に一般競争入札を行う運用を行っているため、各予定価格が 1 千万円に満たない本件工事については、指名競争入札としていた。

(2) 指名業者の選定について

警察本部では、あらかじめ指名競争入札に付する工事の業種や予定価格に応じて指名すべき業者数を定めており、本件工事についてもこの定めに従い、指名していた。具体的にはどの業者を指名するかについては、岐阜県入札参加資格者名簿において、道路標示施工工事は「塗装工事業」、路側式道路標識建替工事及び路側式道路標識建替他工事は「とび・土工事業」で業者登録されている者の中から、過去の施工実績等を考慮したうえで、指名が一部の業者に偏ることがないように指名の機会均等を図るなど一定のルールに従った選定作業が行われており、公正な競争を阻害するような恣意的な指名が行われた形跡は見受けられなかった。

なお、手続面においても、指名業者の選定等について、岐阜県警察建設工事入札参加者選定部会計課分科会における審議を経たうえで、専決権者である会計課長まで事前決裁を受けていた。

(3) 入札の手続について

本件工事の指名競争入札は、すべて電子入札システムによって行われており、指名通知、辞退届、応札、開札、落札者決定及び結果通知までシステム上で行われ、仕様書の配付を除き、職員が指名業者と接することなく入札が執行されていた。

仕様書に限っては、保安上の機密を理由に交通規制課窓口において印刷したものを指名業者に手交する運用を行っていたが、平成 29 年 12 月からこの運用を改め、仕様書もシステム上の閲覧を可能とすることとした。このため、本件工事のうち、平成 29 年 12 月以降に指名通知が行われた 8 件については、仕様書をシステム上で閲覧を可

能としていた。

(4) 予定価格及び最低制限価格の公表・非公表について

本件工事は建設工事であるため、予定価格は事前公表、最低制限価格は事前非公表の取扱いが行われていた。

なお、最低制限価格を含む入札結果は、落札者決定後に入札情報サービスのホームページ上で公開されている。

(5) 入札率等について

本件工事の各工事について、入札執行一覧表や工事請負契約書などを確認したところ、入札参加者ごとの入札価格及び予定価格に対する入札価格の割合（以下「入札率」という。）は、次に掲げる表 1、表 2 及び表 3 のとおりである。

表 1 道路標示施工工事

(単位：円、税抜)

工事番号	第 29-128 号	第 29-131 号	第 29-181 号	第 29-182 号	第 29-183 号	第 29-202 号	第 29-213 号
入札執行通知	H29.6.1	H29.6.1	H29.9.28	H29.10.2	H29.9.28	H29.11.7	H30.2.2
入札日	H29.6.15	H29.6.15	H29.10.12	H29.10.17	H29.10.12	H29.11.17	H30.2.16
実行日	H29.6.22	H29.6.16	H29.10.16	H29.10.24	H29.10.17	H29.11.20	H30.2.19
予定価格	5,885,000	5,735,000	2,529,000	2,285,000	3,627,000	2,772,000	3,420,000
最低制限価格	5,072,240 (86.36%)	4,981,641 (86.36%)	1,889,433 (87.04%)	1,889,433 (87.04%)	3,154,151 (87.04%)	2,488,029 (86.36%)	2,970,664 (86.36%)
三和建設株式会社	5,700,000 (97.7%)	5,600,000 (97.6%)	<b>2,590,000 (92.5%)</b>	2,490,000 (96.5%)	3,500,000 (96.5%)	2,490,000 (96.5%)	3,390,000 (99.1%)
(株)コプラン			2,490,000 (86.5%)	2,241,000 (98.1%)	<b>3,400,000 (93.7%)</b>		3,390,000 (99.1%)
積出(株)				2,220,000 (97.0%)	3,520,000 (97.0%)		3,390,000 (99.1%)
(株)安全	5,600,000 (96.0%)	5,500,000 (96.5%)	2,454,000 (97.0%)	2,220,000 (97.0%)	3,520,000 (97.0%)		3,390,000 (99.1%)
中国建設(株)	5,659,000 (97.0%)	5,650,000 (97.0%)	2,454,000 (97.0%)	2,220,000 (97.0%)	3,520,000 (97.0%)		3,390,000 (99.1%)
山崎工業(株)	<b>5,490,000 (93.3%)</b>	5,650,000 (98.5%)	2,120,000 (92.7%)		3,500,000 (96.5%)		3,390,000 (99.1%)
中部交通資料(株)	5,720,000 (98.0%)	5,620,000 (98.0%)	2,490,000 (98.1%)		3,500,000 (96.5%)		3,390,000 (99.1%)
東海建設(株)							2,726,000 (88.1%)
(株)キョウソウ							3,180,000 (93.0%)
アトミックシステム(株)							3,330,000 (97.3%)
(株)ユー・ユー	5,660,000 (97.0%)	<b>5,320,000 (92.0%)</b>	2,450,000 (96.5%)		3,510,000 (96.5%)		3,330,000 (97.3%)
フーズ・マテリアル(株)	5,580,000 (96.1%)	5,462,000 (96.2%)	2,490,000 (96.1%)	2,168,000 (96.0%)			<b>2,680,000 (86.7%)</b>
							3,330,000 (97.3%)

※ ( ) 内は入札率 (小数第二位を四捨五入)、網掛けゴシック体部分は落札価格。指名業者名について支店等の表示は省略。以下の各表において同じ。

表2 路側式道路標識建替工事

Table with columns: 工事番号, 入札執行期日, 入札日, 契約日, 予定価格, 長尺道路標識, 三辺道路標識(特), 大形建設(特), 普通建設(特), 中部サイン(特), (特)サイン, 積出(特), (特)安全, (特)共同作業, 中日共同作業(特), 山崎工業(特), (特)協賛安全, 中部交通建設(特), (特)防護, (特)サインサイン, 交通企業(特), (特)建設費, プラスサイン(特), (特)サインサイン

(単位: 円, 税抜)

表3 路側式道路標識建替他工事

Table with columns: 工事番号, 入札執行期日, 入札日, 契約日, 予定価格, 大形建設(特), 普通建設(特), 中部サイン(特), (特)サイン, 積出(特), (特)安全, (特)共同作業, 中日共同作業(特), 山崎工業(特), (特)協賛安全, 中部交通建設(特), (特)防護, (特)サインサイン, 交通企業(特), (特)建設費, プラスサイン(特), (特)サインサイン

(単位: 円, 税抜)

次頁の第29-195号につづく

Table with columns: 工事番号, 入札執行期日, 入札日, 契約日, 予定価格, 長尺道路標識, 三辺道路標識(特), 大形建設(特), 普通建設(特), 中部サイン(特), (特)サイン, 積出(特), (特)安全, (特)共同作業, 中日共同作業(特), 山崎工業(特), (特)協賛安全, 中部交通建設(特), (特)防護, (特)サインサイン, 交通企業(特), (特)建設費, プラスサイン(特), (特)サインサイン

なお、いずれの入札においても、事前公表した予定価格を上回る又は事前非公表の最低制限価格を下回る無効な応札は認められなかった。

また、本件工事のうち、入札参加辞退者があった入札は9件あり、これらはいずれも発注時期が年度後半(平成29年11月以降)のものであった。

(6) 関係職員による入札談合等関与行為の有無について

本件工事に関し、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に定義されている入札談合等があった事実又はこれが疑われるような情報は、監査の実施過程において得られなかった。

2 関係人調査の結果

本件工事の指名競争入札において、指名を受けた全24者を対象に郵送による書面調査を実施したところ、全者から回答があり、本件工事の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に禁ずる私的独占又は不当な取引制限があった事実又はこれが疑われるような情報は得られなかった。

#### 第4 監査委員の判断

法第242条第2項において、同条第1項の規定による請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない」とされており、監査を行った結果、本件工事のうち以下に示す10件については住民監査請求があった日（平成30年8月7日）において、契約の締結日を起算点として請求期限である1年を経過していることが判明したため、住民監査請求の法定要件を欠くものとして却下する。

<道路標示施工事>

第29-128号、第29-131号

<路側式道路標識建替工事>

第29-120号、第29-121号

<路側式道路標識建植他工事>

第29-122号、第29-123号、第29-124号、第29-125号、第29-126号、第29-127号

次に本件工事のうち上記10件を除く残る18件について判断する。

請求人は、本件工事の入札において、あらかじめ自社が落札すると判っている時は入札価格を下げ、他社が落札すると判っている時は入札価格を上げるなど、不自然であるため、業者が話し合いをして持ち回りで受注されていると主張するが、請求人が本件措置請求において、証する書面として添付した資料に記載されている内容は、既に公表されている入札結果を複数並べて判読される応札状況や入札率のみであり、談合の態様などを具体的に示すものではない。したがって、前記添付資料に基づき請求人主張にかかる談合の事実を認定することはできない。

また、法に定められた監査委員の権限の範囲で監査を実施した限りにおいて、警察本部会計課及び交通規制課を対象とした関係書類の確認や関係職員の説明においても、本件工事に係る指名競争入札の指名通知を受けた業者を対象とした書面調査においても、請求人が主張する談合の事実又はその存在を疑わせるに足る事実を確認することはできなかった。

判例（平成19年1月15日名古屋高等裁判所金沢支部判決）においても、「実際の入札にあっては、入札者による入札価格及び入札の結果は、個々の入札者の企業規模、従前の工事实績等の実際の入札者の個別的属性のほか、受注期における工事需給の多寡等の経済的情勢、履行の難易及び履行期の長短等の当該工事の特殊性等、様々な他の要因が複雑に影響しあうとも考えられ、談合の事実がなくとも、理想的な自由競争が行われた場合の入札結果と常に一致するとは限らないから、入札価格や落札率をもって、直ちに談合の存在を推認することはできない」と及び「入札それ自体を辞退したりすれば、今後の公共入札において指名停止等の不利益処分を受けるおそれがあるも

のと思い、予定価格を若干下回るきりのよい金額での入札をやむなく行ったと考える余地があるから、落札できなかった共同企業体の入札価格が高額であったり、同一金額であったことをもって、談合の存在を推認するには足りない」とも判示されており、請求人が主張するように入札率に不自然な点が見受けられたとしても、それをもって直ちに談合があったと推認することはできない。

以上のことから、本件工事の入札において談合があったと認めるに足る合理的な事実が確認できなかったことにより、違法な談合があったことを前提とした契約の締結とは認められず、また、県の損害も認めることはできない。

よって、本件請求における請求人の主張は採用することができず、本件工事のうち次に掲げる18件については理由がないものとし、これを棄却する。

<道路標示施工事>

第29-181号、第29-182号、第29-183号、第29-202号、第29-235号

<路側式道路標識建替工事>

第29-191号、第29-229号、第29-230号、第29-231号、第29-233号

<路側式道路標識建植他工事>

第29-184号、第29-195号、第29-196号、第29-197号、第29-199号、第29-215号、第29-217号、第29-219号

#### 第5 監査委員の意見

本件請求に対する監査委員の判断は上記のとおりであり、監査の結果や監査委員の判断に影響するものではないが、監査を実施した過程において、本件工事の事務処理について次の事項が見受けられたため、是正、改善又は検討すべきものとして意見を付す。

- (1) 入札参加辞退が散見され、発注時期が年度後半になるほど顕著となる傾向も見受けられたので、早期発注、無理のない工期設定、仕様の見直しなどによって、入札参加辞退の低減に努め、入札の競争性をより一層高められたい。
- (2) 入札結果には影響しなかったものの、予定価格の積算において、諸経費の計算誤り（約千円超過）が1件あったので、今後は適正に積算されたい。
- (3) 契約保証金について、現金の納付に代わる担保（金融機関の保証）の提供を受けた時期が契約後となっていたものが1件あったので、今後は確実に契約締結時まで提供を受けられたい。

平成三十年十月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社